

(一社) 沖縄県作業療法士会財務部からのお知らせ



県士会費滞納者について

2016.10月の時点では「県士会費滞納者へ11月に個人宛に通知と滞納分+今年度の県士会費の金額をコンビニ支払い用紙にて請求致します。」と御案内しておりましたが、会費納入データの移行整理に時間を要している為、2016.11.30時点でまだ発送しておりません。

今年度の県士会費の口座振替(12/27最終)のデータとも照合した上で、滞納分につきましては、コンビニ振込取扱票にて請求する予定に変更致します。

今年度の県士会費の納入期限(琉球銀行振込含む)を12月30日(金)とし、

この時点の情報データを元に、滞納分の請求書を出す予定と致します。

滞納者への県士会費請求は2017.1月末頃、コンビニ振込取扱票を郵送致します。

支払い期限は2月28日(火)と致します。

期限内に納入していただいた会員様は、そのまま県士会員継続となります。期限内までに納入いただけなかった場合は、強制退会となり、今後再入会される場合、滞納分をお支払いいただいたからの再入会となりますので、ご了承ください。

お問い合わせ：一般社団法人 沖縄県作業療法士会 財務部 (メール：oki_zaimu@yahoo.co.jp)
一般社団法人 沖縄県作業療法士会 事務局 (電話：098-988-3711 10時～16時)